

# 兵庫県公報

平成24年12月28日 金曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会訓令	ページ
○ 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令 .....	1

## 人事委員会訓令

### 兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月28日

兵庫県人事委員会  
委員長 青山善敬

### 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条」に、「第23条」を「第22条」に改める。

本則（第22条第2項を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第21条第1項中「特別休暇」の右に「、育児部分休暇」を加え、同条第3項中「、又は外国へ旅行するとき」を削る。

第22条第1項中「関し特異な」を「関して特異」に、「、これを」を「これを」に改め、同条第2項中「ことを知った」を削り、「、登庁して」を「登庁して」に改める。

第23条中「、その事実」を「その事実」に改め、同条第4号中「事由に該当した」を削る。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（承認の申請又は届出のの特例）

第27条 第21条第1項の規定による承認（病欠休暇に係るものを除く。）の申請又は第23条若しくは第24条の規定による届出は、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

附 則

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。